



今、改めて選択的夫婦別姓制度の 早期実現を求める

弁護士 石橋伸子

選択的夫婦別姓に関する日弁連の決議

2024年6月14日、日本弁護士連合会第75回定期総会において、「誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議」がなされました。^(注1)日弁連において女性として初めて会長となった淵上玲子会長の下で何としてでも選択的夫婦別姓制度の実現を図りたいという執行部の強い意向を受け、賛成多数で可決された決議です。

東京の日弁連会館の会議場では、第三次選択的夫婦別姓訴訟の原告代理人のほか^(注2)、様々な世代の会員弁護士から決議への賛成意見が述べられました。私も選択的夫婦別姓を待ち望む当事者として、賛成意見を述べてきました。これまでこのニュースレターや事務所ホームページで選択的夫婦別姓については論じてきましたものの、当事者としての語りは自身に封じてきましたが、別姓を希望しない方々には中々理解していただけない歯痒さを感じてきました。しかし、政府がこの問題を進めようとしないう理由は、反対の世論が少なくない、というものです。したがってこの機に別姓を望む当事者として、選択的夫婦別姓早期実現を図るべき理由を申し述べ、みなさまのご理解を賜りたいと存じます。

当事者として

私は平成元年4月に弁護士登録をし、その5月に婚姻届を提出しました。夫は同期の弁護士。私は婚姻による改姓をしたくなかったのですが、夫が「ごめん、僕、田舎の長男やねん。」と言ったこと、そして当時から日弁連が通称使用を認めており、弁護士として登録したときの姓(石橋)を使い続けることができることが分かっていたことから、自身の仕事・生活への影響は小さいだろうと考えて、夫の氏に改姓しました。

ところが「通称」というのは、思った以上に不便不都合極まりないのです。会社の清算人になった際、商業登記簿には戸籍上の氏名しか登記できないというので困ってしまいました。これでは弁護士石橋伸子が清算人であることが登記簿では分からないわけです。破産管財人になったときも同様でした。都度、石橋伸子と戸籍上の氏名の人物が同一人であるという証明書を弁護士会から出してもらう必要がありました。同一証明書を事務スタッフに取りに行ってもらった際、私は何とも言えない引け目の様なものを感じ

ざるを得ませんでした。

選択的夫婦別姓制度に対し、通称使用の拡大や公証化によってこれを解決しようという提言があります。2024年6月10日、経団連は、政府への提言・要望として、選択的夫婦別姓制度の早期実現を求めましたが、その提言文の中には通称使用の公証化制度の紹介があります。^(注3)

しかし、通称使用の拡大やその公証化では、決して問題は解決しません。通称はあくまでも通称であって、自分の本名ではないわけです。自分が生れたときから名乗ってきて、結婚によって改姓したくないと考える姓と名は、自分の本当の姓名であるべきですが、これを堂々と名乗れないということによる悔しさ、悲しさ、苦しさは、人格権の侵害としか言いようがないというのが30年以上、通称としてしか自分の生来の氏名を名乗れなかった私の実感です。

もちろん、身体を拘束されて拷問されるというような人権侵害ではありませんが、最近、マイクロストレスが長期間続くと脳の機能にダメージをもたらすという研究結果が報道されましたが、それに類似しています。人格権の侵害というこの人権侵害は、小さいかもしれませんが長期間続くと、人としての誇りを毀損し、個人の尊厳を脅かすものになることを実感しています。

私の夫は2年前、大病を経て世界を去りました。世界を少し前に、いくつかの言葉を私に遺しましたが、その一つが「夫婦別姓のことについては君を苦しめた。申し訳なかった。」というものでした。婚姻による改姓を望まない当事者だけではなく、その配偶者も苦しんでいるということを知っていただきたいと思います。

私たち夫婦には、選択的夫婦別姓制度は間に合いませんでした。しかし、これを子どもの世代、孫の世代にまで引き継いではいけません。この人格権侵害という人権侵害を伴う夫婦同氏(強制)制度はもう止めなければならないのです。

当事者ではないみなさまにもぜひご理解いただきたいのです。

選択的夫婦別姓制度の早期実現を求めます。

2024年6月21日、自民党の渡海紀三朗政調会長は、国会内で記者団に対し、選択的夫婦別姓制度に関する党内議論を本格化する意向を示しました。この議論が止まらないように、押し進めていく必要があります。

(注1) https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly_resolution/year/2024/2024_1.html

(注2) <https://bessei.net/>

(注3) 本年6月10日、日本経済団体連合会は「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」と題して、女性活躍を阻害する社会制度の課題の一つとして見直しが求められているのが「夫婦同氏制度(民法750条)であり、DEIの本質に照らし、時代とともに変化し多様化していく価値観や考え方、社会実態に合わせて、一人ひとりの「選択肢」を増やす観点からも見直しが必要であり、同制度を改め、希望すれば、不自由なく、自らの姓を自身で選択することができる制度を早期に実現すべく、政府に提言する、として選択的夫婦別姓制度の早期実現を政府に提言しました。<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/044.html>



(注1)



(注2)



(注3)